

平成24年第2回美郷町議会定例会

議事日程（第4号）

平成24年3月8日（木曜日）午前10時開議

議案審議（質疑～討論～表決）

- 第 1 議案第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 2 議案第 4号 大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部変更について
- 第 3 議案第 5号 町道の認定について
- 第 4 議案第 6号 町道の廃止について
- 第 5 議案第 7号 美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第 6 議案第 8号 美郷町条件付採用職員等の分限に関する条例の制定について
- 第 7 議案第 9号 美郷町暴力団排除条例の制定について
- 第 8 議案第10号 美郷町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
- 第 9 議案第11号 美郷町交通指導員条例等の一部改正について
- 第10 議案第12号 美郷町税条例の一部改正について
- 第11 議案第13号 美郷町雁の里山本公園設置条例の一部改正について
- 第12 議案第14号 美郷町公衆トイレ設置条例の一部改正について
- 第13 議案第15号 美郷町交流センター設置条例及び美郷町交流センター使用料徴収条例の一部改正について
- 第14 議案第16号 美郷町六郷温泉施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 第15 議案第17号 美郷町地販地消推進条例の一部改正について
- 第16 議案第18号 美郷町営住宅条例の一部改正について
- 第17 議案第19号 美郷町特定地区公園条例の一部改正について
- 第18 議案第20号 美郷町コミュニティ消防センター設置条例の一部改正について
- 第19 議案第21号 美郷町陸上競技場の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 第20 議案第22号 指定管理者の指定について
- 第21 議案第23号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について

- 第 2 2 議案第 2 4 号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額について
- 第 2 3 議案第 2 5 号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額について
- 第 2 4 議案第 2 6 号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額について
- 第 2 5 議案第 2 7 号 平成 2 3 年度美郷町一般会計補正予算第 1 0 号
- 第 2 6 議案第 2 8 号 平成 2 3 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号
- 第 2 7 議案第 2 9 号 平成 2 3 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第 6 号
- 第 2 8 議案第 3 0 号 平成 2 3 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 4 号
- 第 2 9 議案第 3 1 号 平成 2 3 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第 4 号
- 第 3 0 議案第 3 2 号 平成 2 3 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	中村美智男君	3番	伊藤福章君
5番	森元淑雄君	6番	中村利昭君
7番	吉野久君	8番	福田守君
9番	泉美和子君	10番	泉繁夫君
11番	杉澤隆一君	12番	澁谷俊二君
13番	深澤均君	14番	戸澤勉君
15番	熊谷隆一君	16番	飛澤龍右エ門君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（2名）

2番	熊谷良夫君	4番	武藤威君
----	-------	----	------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	小原正彦君	企画財政課長	高橋薫君
税務課長	小原隆昇君	住民生活課長	鈴木隆君
福祉保健課長	前田忠秋君	農政課長	深澤克太郎君
建設課長	照井智則君	会計管理者兼 出納室長	高橋辰巳君
農業委員会 会長	渡邊調君	農業委員会 事務局 局長	渋谷新一君
教育委員 長	佐藤孝君	教育長	後松順之助君
教育次長兼 教育総務課 長	須田喬君	教育施設課長	梅山正之君
生涯学習課長	小林宏和君	代表監査委員	久米力君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋潔	庶務班長 兼議事班長	鈴木邦子
主査	佐々木直樹		

◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

2番熊谷良夫君、4番武藤 威君から欠席の届け出があります。

定刻並びに出席議員が定足数に達していますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に差し上げております日程表により行います。

(午前10時00分)

◎議案第3号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第1、議案第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第3号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり決しました。

◎議案第4号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第2、議案第4号 大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部変更についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第4号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第4号 大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部変更については、原案のとおり決しました。

◎議案第5号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第3、議案第5号 町道の認定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第5号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第5号 町道の認定については、原案のとおり決しました。

◎議案第6号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第4、議案第6号 町道の廃止についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第6号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第6号 町道の廃止については、原案のとおり決しました。

◎議案第7号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第5、議案第7号 美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第7号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第7号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第7号 美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更については、原案のとおり決しました。

◎議案第8号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第6、議案第8号 美郷町条件付採用職員等の分限に関する条例の制

定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。9番泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） この条例が仮にない場合というのですか、と、どういう困ることがあるのかというところですけども。

○議長（高橋 猛君） 総務課長。

○総務課長（小原正彦君） まず、職員については地方公務員法によりまして、職員の分限等々の規定がなされております。ただ、ここに書かれております条件付採用職員、それから、臨時的に任用された職員等々については、地方公務員法、それから行政不服審査法等々の、本来公務員に対して権利を保障するといえますか、そういう条文が適用除外となっております。したがって、臨時的任用職員、今回特区によりまして1年を超えて勤務する職員が出てくることとなりますので、その人方については、職員と同様の分限の規定がないということになります。したがって、町が採用したけれども、本人に対してこちらの都合で勝手にやめてくださいというようなことも言えるような状況になってございます。

それで、この条例を制定することによって、町が免職する、分限処分をするという場合に、この第2条の規定に合致しなければ分限処分ができないということになりますので、1年を超えて任用される臨時職員についても、これらの保護はされるということになるかと思えます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 9番泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 例えばこういう規定、保護がされるということですけども、1年を超えて途中で何かでやめてくださいとかという、その何かというのがこの規定だということだと思いますが、それで、例えば何かその解雇を言い渡されて不服があった場合に、働く側の方で不服があった場合に、何か申し立てしたりとか、何かそういうところがあるのでしょうか。この人たちにはそういうところが保障されるのでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 総務課長。

○総務課長（小原正彦君） この条例を規定することによって、町としてはこの条例に合致しなければ分限処分はできないということになります。この条例に合致しない分限処分をした場合は、当然において行政不服審査法等々の手続はとれるものというふうに解釈してございます。

○議長（高橋 猛君） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第8号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第8号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第8号 美郷町条件付採用職員等の分限に関する条例の制定については、原案のとおり決しました。

◎議案第9号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第7、議案第9号 美郷町暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第9号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第9号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第9号 美郷町暴力団排除条例の制定については、原案のとおり決しました。

◎議案第10号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第8、議案第10号 美郷町企業立地の促進等による地域における産業

集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。7番吉野 久君。

○7番（吉野 久君） 1件だけお伺いいたしますけれども、現在の緑地の面積または環境施設の面積は、規定内なのでしょうか。もしだとすれば、どういうねらいで緩和する条例なのでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 副町長。

○副町長（佐々木敬治君） お答えいたします。

まず、最初の問いの緑地面積、環境施設面積については、いわゆる合わせて100分の45、45%以上はこれは確保しております。

あと、ねらいですけれども、現在の法の体系のもとでは、都市圏でも地方圏でも全国一律の規定でありまして、今申し上げましたとおり、敷地面積が9,000平方メートル以上の場合、45%の緑地と環境施設のこの面積を確保するということが義務づけられております。

考え方として、例えば都市圏のように、住宅密集地に隣接あるいはその周囲にそういった住宅密集地がある場合は、周辺の環境に与える影響といったものが考えられます。しかし、周辺に緑地が豊富で、しかも住宅が密集していない場合は、工場が立地することで与える影響というものは小さいものと考えられます。町としてこの特例措置によりまして、この45%を15%の割合に緩和する、そういうことが新たな企業用地を生み出すということにつながるということだと考えております。

というのは、とりもなおさず雇用環境を創出、つくり出していく上でも、大きく寄与する部分が生じてくるのではないかと考えております。具体的に確保すべき緑地と環境施設の面積が3分の1になりますので、現実的には、道路や現在の敷地の形状、こういったものを考慮しますと、約5,400平方メートルの用地の創出が可能となります。これを新規企業の進出や、あるいは既存の企業の工場等の増設などに振り向けることができるということが可能になるために、条例の制定をお願いしているということでもあります。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第10号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第10号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第10号 美郷町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定については、原案のとおり決しました。

◎議案第11号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第9、議案第11号 美郷町交通指導員条例等の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第11号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第11号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第11号 美郷町交通指導員条例等の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第12号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第10、議案第12号 美郷町税条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第12号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第12号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第12号 美郷町税条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第13号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第11、議案第13号 美郷町雁の里山本公園設置条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第13号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第13号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第13号 美郷町雁の里山本公園設置条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第14号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第12、議案第14号 美郷町公衆トイレ設置条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第14号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第14号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号 美郷町公衆トイレ設置条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第15号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第13、議案第15号 美郷町交流センター設置条例及び美郷町交流センター使用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第15号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第15号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号 美郷町交流センター設置条例及び美郷町交流センター使用料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第16号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第14、議案第16号 美郷町六郷温泉施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第16号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第16号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号 美郷町六郷温泉施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第17号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第15、議案第17号 美郷町地販地消推進条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。7番吉野 久君。

○7番（吉野 久君） この条例改正は、改正というよりも、新たな条例の制定というふうにも私はとらえております。これまでの地販地消条例は、やはり町内の何ていいますか、流通を喚起するというような、そういう理念の条例でしたけれども、やはり一部片手落ちだったような気がいたしております。町外に町内産品をやはり売り込むということは非常に大切なことであり、そういう意味では、まず新たな条例の制定ととらえております。

この条例の目的、町の産業を発展させるためには、この条例の理念ではまだ足りないような気がいたしております。産業の発展のために必要なことというのは、美郷町にとっては、こういうようなこともあり得るのでしょうかけれども、まず交流人口をもっともっと拡大すべきではないか

など考えております。交流人口の拡大のためには、やはり観光との連携というものが当然にこの条例に盛り込まれるべきではないかなと思っております。

今、町の農業者、工業者、それから商業者、非常に厳しい環境にあります。これを打破するためには、今後のいろいろな農工商連携の取り組みや官学の取り組みなどもありますけれども、やはり観光を振興しながら、町内に交流人口をふやしていくという、これも明記すべきではなかったかなと思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 副町長。

○副町長（佐々木敬治君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、従来の地販地消というのは、地元の購買率を上げることが目的でありました。それに加えて、地販地消条例の効果が著しく上がっていたかという、あながちそうでもないということで考えております。

といいますのは、例えばご案内のとおり、大田区などを舞台にしたさまざまなイベントを開催する際に、美郷町の物産を販売してきたわけですが、その場での販売だけにとどまっておったのではないかと。本来はそうした販売活動を通じまして、通年にわたりまして人口の多い都市圏との取引を開拓するような、そういった活動を盛んにしていくこととか、あるいは既に販売ルート、こういったものを開拓しつつある物産、そういったものとのコラボレーションによって販路を広げていくとか、あるいはさまざまな複数の販売チャンネルを持つとかといったようなことがありまして、初めて地元の物産販売だとか、あるいは地元の特産物の生産、あるいは加工の分野まで効果が出てくるものと考えております。

そうした現実にならしめていくための新たな取り組みとして、地産外消という概念を取り組んだわけでありまして。議員ご指摘の観光と他産業との連携といったご提言に対しましては、先般、既に観光と他産業の連携による活性化についてといったことをテーマにいたしまして、初回の会合を実は持っております。4月以降、5ないし6回ほどその会合を重ねまして、いわゆる観光というのは、氷山に例えればその一角に過ぎません。では、それを支えるものは何かといいますと、議員ご指摘のとおり、農業ですとか、あるいは製造業ですとか、あるいはサービス業、もろもろの分野が関連してまいります。それがこぞってやはり活性化していくためには、根っこにあるそういった部分も巻き込んだ形での取り組みというものが不可欠か感じております。

ということで、おおよそめどとしては8月いっぱいぐらいをめどにして、一応の結論を見出したいと、そのように考えておりますので、いわゆるこの条例に盛り込む、盛り込まないかんに

については、それ以降のお話になろうかと思えます。

○議長（高橋 猛君） 町長。

○町長（松田知己君） ただいま副町長が答弁いたしましたとおりですが、さらに加えてこの条例は、これまでふるさと意識と地域融和の向上に寄与するというのが最終の目的であります。その意味で、これまでの地販地消条例は、町内の町内による町内のための条例であるというように認識しております。その部分については、町内融和を含め、あるいはふるさと意識の醸成を含め、一定の効果はあったと理解しています。

さらに今度は、その範囲を広げ、町外による町内のための町内外の認知度向上、あるいはふるさと意識の向上、そういったものために拡充するという観点でありますので、単に産業政策だけの観点ではないということもあわせてご理解をお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第17号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第17号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号 美郷町地販地消推進条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第18号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第16、議案第18号 美郷町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第18号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第18号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第18号 美郷町営住宅条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第19号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第17、議案第19号 美郷町特定地区公園条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第19号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第19号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第19号 美郷町特定地区公園条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第20号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第18、議案第20号 美郷町コミュニティ消防センター設置条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第20号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第20号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号 美郷町コミュニティ消防センター設置条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第21号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第19、議案第21号 美郷町陸上競技場の設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第21号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第21号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号 美郷町陸上競技場の設置及び管理に関する条例の廃止については、原案のとおり決しました。

◎議案第22号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第20、議案第22号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。13番深澤 均

君。

○13番（深澤 均君） 13番。提案理由には、湯とぴあ温泉と美郷町老人福祉センター雁が音苑の指定管理者を指定するためということではありますが、今回初めて指定管理者制度を導入しているわけですが、先般の条例改正では、その経営に関するところは指定された管理者の裁量の範囲であるというような認識をいただいたところでもあります。一方、美郷広報、あるいはお知らせ版でも、4月1日から指定管理者に移行するという旨の告知がありましたけれども、さらに、サービス向上の部分にも触れておりました、回数券の充実、あるいは宴会セットプランというようなことも触れられておりましたけれども、そういうように全町民に告知している現状の中で、今回のこの議決が持つ意味とはどういうものなのかお聞きいたします。

○議長（高橋 猛君） 総務課長。

○総務課長（小原正彦君） ただいまのご質問にお答えします。

議決の意義ということは、提案理由でも説明させていただきましたとおり、温泉経営計画、統合の計画によりまして、3温泉一体での管理をするということで、今回この最後になりました湯とぴあの指定管理を美郷温泉振興株式会社に指定管理をすると。これによって、温泉の経営が一体的に管理できるということが一番の意義ではないかと思っているところでございます。

○議長（高橋 猛君） 深澤 均君。

○13番（深澤 均君） 私はまだふなれでございましてけれども、議決が一番最後になっているのかなと、そういう思いをしているわけですが、そういう意味でこうお尋ねしたところでございます。

○議長（高橋 猛君） 総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 条例が先行して指定管理が後になったというような、そういうような意味合いでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 副町長。

○副町長（佐々木敬治君） 多分議員ご指摘の部分については、広報でこうなる予定ですと言ったことの周知が事前であって、その後の議決はいかななものかといったご指摘だと思いますけれども、（「そうです」の声あり）そういうことですね。ただ、ご利用なさるお客さまにとっては、非常に重要なことですので、こういった運営形態になりますよということについては事前に、議決以前ではありますけれども、こういった見込みですと。ましてやその温泉の統合に係る経営計画については、従前から広報でお知らせしてきたことですので、より利用するサイドでわかりや

すいような、そういう伝え方をしたつもりですが、それにご不満とかさわりがあるとすれば、この場でおわびしたいと思います。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第22号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第22号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号 指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

◎議案第23号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第21、議案第23号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額の変更に
ついてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第23号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第23号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額の変更については、原案のとおり決しました。

◎議案第24号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第22、議案第24号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第24号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第24号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号 美郷町簡易水道事業特別会計への繰入額については、原案のとおり決しました。

◎議案第25号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第23、議案第25号 美郷町下水道事業特別会計への繰入額についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第25号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第25号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号 美郷町下水道事業特別会計へ

の繰入額については、原案のとおり決しました。

◎議案第26号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第24、議案第26号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第26号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第26号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号 美郷町農業集落排水事業特別会計への繰入額については、原案のとおり決しました。

◎議案第27号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第25、議案第27号 平成23年度美郷町一般会計補正予算第10号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。5番森元淑雄君。

○5番（森元淑雄君） 119ページ、2目の子ども手当であります。これはたしか昨年より制度が変わったために、手続申請をしなかった保護者がいたものかどうか。もしいたとしたら何件あって、金額はどれくらいになるのかお伺いいたします。

それから、123ページ、2目雇用対策費7節賃金であります。一般作業員賃金が1,486万6,000円ほど減額となっておりますけれども、このことはこのような時節柄、本当にもったいなく感じておりますし、もう少し有効活用されたら、雇用の拡大につながったのではと思われる観

点でお伺いいたしますが、たしか説明では、28名が17名にとどまったためと伺いましたが、それはどのような事情で17名にとどまったのか。その辺の経緯を詳しくご説明をお願いします。

それから、130ページ、15節の工事請負費であります。これは未発注工事はないと思われませんが、説明では、不用額と言われたように思っておりますが、いわゆる請差処理でこれくらいの額が出たということなののでしょうか。お聞きをいたします。あわせて、13節と17節もお伺いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（前田忠秋君） ただいま現行の子ども手当におきまして、現在未申請の者はどれぐらいいるかというご質問だと思います。日々、制度改正後も未申請の方、変動しております。ずっと申請に向けて指導をしてきたところでありまして。いずれの方も申請の意思はあるということで、申請がおくれている状況でございます。

具体的には、3月7日現在でございます。申請書を提出していただいていない方は、1世帯1人になってございます。この方についても申請の意思については確認済みでございます。後ほど書類を提出していただければ支給をするという段取りになってございます。

費用については、1万円掛ける支給月ということになろうというふうに思います。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 5款の雇用対策費の関係でございますが、実は町有林の管理強化事業ということで、28名から30名の募集をしたところでございます。1回目は3月に募集しまして、その後、最初は5名ほどより応募がなく、5月、6月と3回の募集をしてございます。（「3、5、6です」の声あり）3月、5月、6月、それぞれ募集をしてございます。

今回の山林作業につきましては、やはり経験が必要であると。刈り払い機等々を使うということで、それらの経験が必要であるというようなことで、それに資格要件ということで募集したところですが、残念ながら17名よりの応募しかなく、ほかの方々の、18名、19名いたのですが、2名ほどが辞退というようなこともありまして、どうしても人員が集めることができなかったというのが現状でございます。

町としては、こういう機会ですので、どんどん募集していただきたいということで、3回ほどの募集をしましたが、どうしても業務スケジュールの関係でそこで打ち切らざるを得なかったというのが実情でございます。

来年度につきましては、もっと資格要件等々をできるだけ緩和するようにして進めたいと考えておるところでございます。

○議長（高橋 猛君） 次に、建設課長。

○建設課長（照井智則君） ただいまのご質問にお答えいたします。

8 款の 3 目道路新設改良費でございますけれども、これにつきましては、歳入でもご説明しておりますけれども、一つは社会資本整備交付金、これらの額が当初予定した額よりも東日本大震災、これらの影響によりまして17.2%減少してございます。事業費ベースで申しますと6,341万6,000円の減額となっております。補助金ベースで4,122万1,000円の減でございます。

工事につきましては未発注はございません。

それから、13節の減でございますけれども、これにつきましては、主に畑屋高野・鍮田馬町線、これらの用地買収、それらに伴いますところが減少したことによりまして登記事務の委託、調査測量、それらが減少したものでございます。

また、15節の工事費、これらにつきましては、国の補助金の交付、これらが美郷町だけでなく、各自治体、それらがすべて一定の率で減額されてございます。それらの減額によりましてところの交付額、それに基づいて工事、それらのものについて調整をした結果、この分が減額になったということでございます。

主な内容といたしましては、当初工事の予定では、中学校前線、これらについては逆に増額になってございます。畑屋高野・馬町線、それから坪立線、舗装補修の10路線。それと、竹原・内村線、それから妻の神・相長根線、これらの事業が当初予定額よりも補助金の交付決定減によりまして延長ですとか、それらの工事が減少になってございます。

それから、17節、これにつきましても、それらの交付金が減少したことによりまして、財源が伴わないために用地の購入、特にこれは竹原・内村線でございますけれども、それらが減少したということでございます。以上です。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。13番深澤 均君。

○13番（深澤 均君） 112ページの歳入、雑入のところですけども、東日本大震災災害援助費求償金ということで、避難所開設に伴うところの補助ということでありましてけれども、このところをもうちょっと詳しく実費、どれくらいの割合で援助が来たのか。そこら辺のところをお伺いいたします。

それから、ついでですけども、122ページの水道費のところ、建設課の説明では、配管の

水漏れ等なんかも出たというようなことでありましたけれども、最近、ちょくちょくその配管の水漏れ、漏水等が話に聞かれるわけですが、その実態はどうなのかということをもうちょっと詳しくお願いしたいと思います。

それから、125ページの19節新商品創出版売拡大支援事業費補助金ですが、これはどういったものがこの対象だったのか、そこら辺のところをちょっとお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 初めに、総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 初めに、雑入の東日本大震災災害援助費の求償金について説明をさせていただきます。

これは国の基準によりまして、美郷町が設置しました避難所についての求償金ということでございます。日数は延べ日数で14日分でございます。箇所数としましては1カ所、トレーニングセンターの方に設置しておりましたので、こちらの利用ということでございます。延べの人数でいきますと、14日間の129名が利用してございます。これらの公共施設利用ということで、国により単価設定されておりますので、それぞれの単価に基づいて請求したものでございます。

○議長（高橋 猛君） 建設課長。

○建設課長（照井智則君） ただいまのご質問にお答えいたします。

簡易水道の方の水道管の漏水の件でございますけれども、4月の22日を皮切りにいたしまして2月の24日まで、24件漏水がございます。地区別にいたしますと、仙南地区が12件、千畑地区が10件、六郷地区が4件の合計26件。これらは例年に際しますと、かなり異常な数値で漏水が確認されて、それらの修繕を行っております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 農政課長。

○農政課長（深澤克太郎君） 新商品創出版売拡大支援事業の対象品目ということでございますが、チャンピオン大会に出場し入賞された商品、またチャンピオンとなった商品を対象としてございます。

○議長（高橋 猛君） 深澤 均君。

○13番（深澤 均君） チャンピオン大会で毎年のように、一昨年は「まひるの恵」でしたか、ことしもまた酒粕でしたか、毎年のようにチャンピオン、新商品創出ということで、加えて、販売拡大支援も行っているわけですが、そのアフターフォローといえますか、そこら辺は1年やって、またすぐ別の商品へ移るといようなことで販売拡大を、支援をしているものでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 農政課長。

○農政課長（深澤克太郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

一昨年チャンピオンになりました「まひるの恵」、それから、昨年チャンピオンになりました「酒粕シチュー」等々につきましては、最低でも2年間、販売拡大に2年間は援助していきましようということで考えてございます。実際、きのう、きょうも東京の方に酒粕シチュー等々の販路拡大のためということで出向いて、製品を作成した方々を同行し、職員も一緒に販売拡大に努めております。

○議長（高橋 猛君） 深澤 均君。

○13番（深澤 均君） まだ検討されてはならないかもしれませんが、地産外消という条例が制定されたわけですけれども、そこら辺との絡みといたしますか、商工観光交流課の管轄になるわけですけれども、そこら辺のところは検討は進んでおるのでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 副町長。

○副町長（佐々木敬治君） 24年度の事業になろうかと思えますけれども、当然部門は違いますけれども、所属課は違いますけれども、いわゆる地元産品を町外に売り出していくという目的は一緒ですので、これは商工部門、農政部門を問わず、手を携えて検討してまいりたいと思えますので、ご理解願いたいと思えます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。15番熊谷隆一君。

○15番（熊谷隆一君） 109ページの歳入の14款2項県補助金の生活バス路線の県補助の減額について、総務課長から説明をいただいておりますけれども、その条件とか状況について、もうちょっと詳しくお願いしたいと思えます。

○議長（高橋 猛君） 総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 生活バス路線の維持補助金につきましては、基本的には、乗車密度1以上のバスについて対象になるということでございます。残念ながら、千屋線につきましては、昨年度1をほんの少し下回ってしまったということで、県の補助対象外になったということでございます。そういうことで、町では広報等々で乗車の呼びかけを進めているところでございますので、ぜひバスの利用をするようお願いすると思えます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第27号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第27号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第27号 平成23年度美郷町一般会計補正予算第10号は、原案のとおり決しました。

◎議案第28号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第26、議案第28号 平成23年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第28号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第28号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第28号 平成23年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号は、原案のとおり決しました。

◎議案第29号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第27、議案第29号 平成23年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第6号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第29号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第29号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第29号 平成23年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第6号は、原案のとおり決しました。

◎議案第30号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第28、議案第30号 平成23年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第30号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第30号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第30号 平成23年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号は、原案のとおり決しました。

◎議案第31号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第29、議案第31号 平成23年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正

予算第4号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第31号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第31号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第31号 平成23年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号は、原案のとおり決しました。

◎議案第32号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第30、議案第32号 平成23年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第32号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第32号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第32号 平成23年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号は、原案のとおり決しました。

◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

明日、午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午前11時00分)

